

## 令和4年度第1回花巻市行政不服審査会 会議録

### 1 開催日時

令和4年4月4日（月） 午後3時～午後3時14分

### 2 開催場所

花巻市役所3階 委員会室

### 3 出席者

#### (1) 委員 9名（五十音順）

安部 修司 委員（弁護士）

伊藤 今子 委員（税理士）

岩渕 満智子 委員（行政相談員）

植村 拓也 委員（土地家屋調査士）

熊谷 嘉哉 委員（元花巻市職員）

高橋 佳代子 委員（花巻地区赤十字奉仕団副委員長）

高橋 秀憲 委員（富士大学教授）

西村 あかね（行政書士）

似内 裕司 委員（花巻機械金属工業団地組合専務理事）

#### (2) 事務局（総合政策部総務課） 5名

岩間 裕子 総合政策部長

瀬川 文彦 総務課長

蟹澤 一憲 総務課長補佐

高橋 秀暢 総務課法規文書係長

渡邊 堯史 総務課法規文書係主査

### 4 議題

(1) 会長及び会長職務代理者の選出について

(2) その他

### 5 議事録

(瀬川総務課長) ただ今より、花巻市行政不服審査会委員委嘱状交付式を始めます。  
市長より、委嘱状を交付いたします。

《市長より、委員9名に委嘱状を交付》

(瀬川総務課長) 続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

(上田市長) 本日、9名の方々に花巻市行政不服審査会の委嘱状を交付させていただきました。8名の方々は前回から引続き、1名の方は新任ということになります。

この花巻市行政不服審査会の役割でございますけれども、花巻市が行った処分へ不服を申し立てた方からの請求について、市当局が行う裁決の内容を審査いただくというものでございます。大変難しい仕事をお願いするわけでございますけれども、適切な処分をする、あるいはそれに対する不服について適切に対応するためには、皆様の審査が大変重要になり、重要な責務をお願いすることになります。令和3年度につきましては、2件の案件について審査いただきました。市といたしまして、適正な処分をする、そしてそれについて不服があった場合には真摯に対応するということが必要になってまいりますけれども、皆様の役割、非常に重要です。市民の方々が、その不服審査について納得いただくためにも、皆様のほうから忌憚のない見解を示していただくことが大事になってまいりますので、今後もよろしく願い申し上げます。大変な仕事になりますけれども、2年間よろしく願いいたします。

(瀬川総務課長) 以上をもちまして、委員委嘱状交付式を終了いたします。引き続き、花巻市行政不服審査会を開催いたしますが、市長は別用務のため、ここで退席させていただきます。

(瀬川総務課長) ただ今より、令和4年度第1回花巻市行政不服審査会を開会いたします。

早速、議事に入ります。本日の議題は、会長及び会長職務代理者の選出でありますので、選出されるまでの間、総合政策部長が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(岩間総合政策部長) 総合政策部長の岩間でございます。よろしくお願いいたします。それでは会長選出まで暫時進行をさせていただきます。

議事に入ります。議事に入ります前に、行政不服審査法の概要、本審査会の役割等について、事務局より説明をさせていただきます。

《事務局より、行政不服審査法の概要、審査会の役割等について説明》

(岩間総合政策部長) 事務局から概要について説明いただきました。特に確認しておきたい点がございましたら挙手の上ご発言をいただきたいと思いますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。会長の選出でございますけれども、花巻市行政不服審査法施行条例第9条に「委員の互選により定める。」と規定されておりますので、よろしくお願いいたします。

選出につきましては、いかがいたしましょうか。

(似内委員) 推薦してよろしいでしょうか。

(岩間総合政策部長) はい。

(似内委員) 安部委員を推薦いたします。

(岩間総合政策部長) ただ今、似内委員より安部委員を推薦したいとのご発言がございましたがそのほかご意見等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

(岩間総合政策部長) 無いようですので、安部委員を会長に決定いたしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり。拍手。)

(岩間総合政策部長) それでは、安部委員を会長に決定いたします。

ここで、選任されました安部委員におかれましては、お席の移動をお願いいたします。

それでは選任されました安部会長よりごあいさつをいただきまして、以降の議事を進行していただければと思います。よろしく願いいたします。

(安部会長) 先ほど会長に推薦いただきましてありがとうございます。皆様のご協力をいただきまして、市民の皆様の権利利益の救済として、行政の適正な運営の確保を目的とした審査会の目的に沿った役割を果たしていければと思っておりますので、会長職をしっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、何卒ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、引続き議事を進めさせていただきます。

会長職務代理者の選出を行います。花巻市行政不服審査法施行条例第9条第3項に「会長に事故があるとき、又は欠けときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と規定されております。会長職務代理者につきましては、行政・法規に精通されていらっしゃるということで、西村委員を会長職務代理者に指名いたします。よろしくお願いいたします。

(瀬川総務課長) 安部会長様大変ありがとうございました。以上で本日の議事については終了いたします。それでは、次第の3のその他ですが、事務局より何かありますか。

皆様方からは何かございますでしょうか。

(似内委員) ちょっと質問よろしいでしょうか。

先ほどの市長のごあいさつの中で令和3年度の審査案件が2件あったとのことでしたが、その内容をご説明いただくことは可能でしょうか。

(高橋総務課法規文書係長) 詳しいご説明は差し控えさせていただきますが、概要といたしましては、固定資産税に関する審査請求が2件ございました。

(瀬川総務課長) その他はよろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、花巻市行政不服審査会を閉会いたします。大変ありがとうございました。